

令和4年度介護従事者処遇状況等調査結果の概要（案）

目 次

令和4年度介護従事者処遇状況等調査の概要	P 2
I 処遇改善にかかる加算等の取得状況等について	P 3
〈ベースアップ等支援加算・介護職員処遇改善支援補助金〉	
・ 加算及び補助金の取得（届出）状況	〈介護職員処遇改善支援補助金〉
・ 加算及び補助金を配分した職員の範囲	・ 補助金の取得（届出）をしない理由
・ 賃金改善の実施方法	〈ベースアップ等支援加算〉
・ 賃金改善の合計額に占めるベースアップ等の割合	・ 加算の取得（届出）をしない理由
・ 「ベースアップ等」としての賃金改善の方法	〈介護職員処遇改善加算〉
・ 「ベースアップ等」以外の賃金改善の方法	・ 加算の取得（届出）状況
〈介護職員等特定処遇改善加算〉	〈介護職員等特定処遇改善加算〉
・ 加算の取得（届出）状況	
II 介護従事者等の平均給与額等の状況について	P 11
・ 介護従事者等の給与等の引き上げの実施方法	〈処遇改善支援補助金〉
・ 介護職員の平均基本給等の状況（月給・常勤の者）	〈ベースアップ等支援加算〉
・ 介護職員の平均基本給等の状況（月給・常勤の者）	〈ベースアップ等支援加算〉
・ 介護従事者等の平均基本給等の状況（月給・常勤の者、職種別）	〈処遇改善支援補助金〉
・ 介護従事者等の平均給与額の状況（月給・常勤の者、職種別）	〈ベースアップ等支援加算〉
・ 介護従事者等の平均給与額の状況（月給・常勤の者、職種別）	〈ベースアップ等支援加算〉
・ 介護職員の平均給与額の状況（月給・常勤の者、勤続年数別）	〈ベースアップ等支援加算〉
・ 介護職員の平均給与額の状況（月給・常勤の者、保有資格別）	〈ベースアップ等支援加算〉
・ 介護従事者等の平均基本給額の状況（時給・非常勤の者、職種別）	〈ベースアップ等支援加算〉
・ 介護福祉士の平均給与額の状況（月給・常勤の者、勤続年数別）	〈ベースアップ等支援加算及び特定処遇改善加算〉
III 新型コロナウイルス感染症に伴う影響について	P 21

令和4年度介護従事者処遇状況等調査の概要

- 調査の目的 介護従事者の処遇の状況並びに介護職員処遇改善支援補助金及び介護職員等ベースアップ等支援加算の影響等の評価を行うとともに、介護報酬改定のための基礎資料を得る。
- 調査時期 令和4年12月（参考：令和3年度調査の調査時期は令和3年10月）
- 調査対象等
- ・ 調査対象 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、訪問介護事業所、通所介護事業所（地域密着型通所介護を含む）、通所リハビリテーション事業所、特定施設入居者生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所
 - ・ 抽出方法 層化無作為抽出法により抽出
 - ・ 調査客体数 12,263施設・事業所
 - ・ 有効回答数 7,284施設・事業所（有効回答率：59.4%）
 - ・ 調査項目 介護職員処遇改善支援補助金・介護職員等ベースアップ等支援加算の取得状況、調査対象施設・事業所に在籍する介護従事者等の給与（令和3年12月、令和4年9月及び令和4年12月の給与）等

処遇改善に係る加算全体のイメージ

①介護職員処遇改善加算

- 対象：介護職員のみ
- 算定要件：以下のとおりキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと

加算（Ⅰ）	加算（Ⅱ）	加算（Ⅲ）
キャリアパス要件のうち、 ①+②+③を満たす かつ 職場環境等要件 を満たす	キャリアパス要件のうち、 ①+②を満たす かつ 職場環境等要件 を満たす	キャリアパス要件のうち、 ①or②を満たす かつ 職場環境等要件 を満たす

<キャリアパス要件>

- ①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
 - ②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
 - ③経験若しくは資格等に応じて昇給する組みみ又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること
- ※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

<職場環境等要件>

賃金改善を除く、職場環境等の改善

②介護職員等特定処遇改善加算

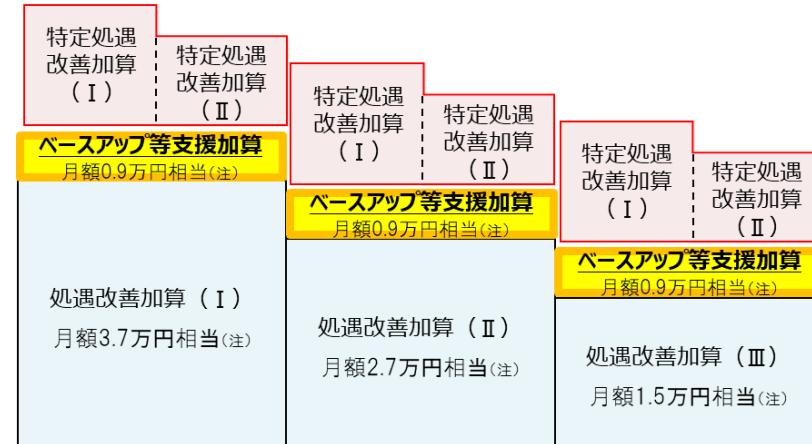
- 対象：事業所が、①経験・技能のある介護職員、②その他の介護職員、③その他の職種に配分
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。

- ※介護福祉士の配置割合等に応じて、加算率を二段階に設定。
- 処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを取得していること
 - 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
 - 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

③介護職員等ベースアップ等支援加算

- 対象：介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
 - 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
 - 処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを取得していること
 - 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等（※）に使用することを要件とする。
- ※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ

全体のイメージ



[注：事業所の総報酬に加算率（サービス毎の介護職員数を踏まえて設定）を乗じた額を交付。]

I 処遇改善にかかる加算等の取得状況等について

〈介護職員等ベースアップ等支援加算・介護職員処遇改善支援補助金〉

○ 介護職員等ベースアップ等支援加算・介護職員処遇改善支援補助金の取得（届出）状況

本調査の回答事業所のうち、介護職員等ベースアップ等支援加算を「取得（届出）している」事業所の割合は91.3%となっている。また、介護職員処遇改善支援補助金を「取得（届出）している」事業所の割合は88.7%となっている。

一方で、介護給付費等実態統計による介護職員等ベースアップ等支援加算の請求事業所（令和4年12月サービス提供分）の割合は、89.0%、介護職員処遇改善支援補助金請求明細表等により集計した介護職員処遇改善支援補助金の交付事業所の割合は75.1%となっている。（統計表第34表、第55表）

	介護職員等ベースアップ等支援加算を取得（届出）している	(参考)介護給付費等実態統計	介護職員処遇改善支援補助金を取得（届出）している	(参考)介護職員処遇改善支援補助金請求明細表等
全 体	91.3%	89.0%	88.7%	75.1%
介護老人福祉施設	97.9%	96.0%	97.1%	89.8%
介護老人保健施設	92.7%	91.1%	92.0%	81.0%
介護療養型医療施設	73.4%	63.5%	73.2%	61.3%
介護医療院	84.6%	76.5%	86.3%	78.0%
訪問介護	87.1%	83.3%	84.9%	70.6%
通所介護	90.9%	86.9%	86.9%	72.8%
通所リハビリテーション	88.4%	87.5%	85.5%	72.2%
特定施設入居者生活介護	95.7%	93.0%	94.1%	78.1%
小規模多機能型居宅介護	94.6%	90.9%	92.7%	77.9%
認知症対応型共同生活介護	95.6%	90.6%	93.6%	77.8%

注1)介護職員処遇改善加算の届出をしていると回答した施設・事業所における取得（届出）状況である。

注2)通所介護事業所には地域密着型通所介護を含む。

注3)参考の介護給付費等実態統計(老健局老人保健課にて特別集計)及び介護職員処遇改善支援補助金請求明細表等による割合は、処遇改善加算算定事業所に対する割合。（「全体」については、本調査の調査対象サービスに限らない。）

〈介護職員等ベースアップ等支援加算・介護職員処遇改善支援補助金〉

○ 加算及び補助金を配分した職員の範囲

介護職員等ベースアップ等支援加算及び介護職員処遇改善支援補助金における介護職員以外の職員への配分状況をみると、いずれも看護職員及び生活相談員・支援相談員の割合が高くなっている。

(統計表第37表、第58表)

(複数回答)

	看護職員	生活相談員・ 支援相談員	P T、O T、 S T又は 機能訓練 指導員	介護支援 専門員	事務職員	調理員	管理栄養士 ・栄養士
ベースアップ等支援加算	45.1%	45.1%	27.9%	29.9%	31.5%	16.4%	18.5%
処遇改善支援補助金	44.7%	45.0%	27.5%	30.4%	31.8%	16.3%	18.8%

注)介護職員等ベースアップ等支援加算又は介護職員処遇改善支援補助金の届出をしていると回答した施設・事業所の状況である。

(参考)令和3年度介護従事者処遇状況等調査における介護職員等特定処遇改善加算の配分状況

(複数回答)

看護職員	生活相談員・ 支援相談員	P T、O T、 S T又は 機能訓練 指導員	介護支援 専門員	事務職員	調理員	管理栄養士 ・栄養士
72.9%	65.8%	44.3%	47.1%	61.1%	31.0%	40.2%

〈介護職員等ベースアップ等支援加算・介護職員処遇改善支援補助金〉

○ 賃金改善の実施方法

3分の2以上をベースアップ等に充てるとされている介護職員等ベースアップ等支援加算及び介護職員処遇改善支援補助金による賃金改善の内容をみると、「ベースアップ等のみで対応」とした事業所が、加算取得事業所では71.1%、補助金取得事業所では68.2%となっている。

また、ベースアップ等とそれ以外の賃金改善の併用にて対応した事業所における、ベースアップ等の割合は、いずれも半数以上で70%超となっている。
 (統計表第40表、第46表、第61表、第67表)

	① ベースアップ等 のみで対応	② ベースアップ等と それ以外の賃金改善の 併用にて対応
ベースアップ等支援加算	71.1%	28.1%
処遇改善支援補助金	68.2%	31.0%

注)ベースアップ等とは、介護職員等ベースアップ等支援加算及び介護職員処遇改善支援補助金の要件として、加算額又は補助額の3分の2以上を充てることとされている「基本給」及び「毎月決まって支払われる手当」の引き上げを指す。

○ 賃金改善の合計額に占めるベースアップ等の割合（上記②の内訳）

介護職員	70%以下	70%超 75%以下	75%超 80%以下	80%超 85%以下	85%超 90%以下	90%超 95%以下	95%超 100%以下
ベースアップ等支援加算	46.2%	9.2%	10.2%	6.2%	9.9%	3.8%	14.5%
処遇改善支援補助金	42.7%	8.3%	10.4%	6.2%	14.3%	3.6%	14.5%
その他の職員	70%以下	70%超 75%以下	75%超 80%以下	80%超 85%以下	85%超 90%以下	90%超 95%以下	95%超 100%以下
ベースアップ等支援加算	48.7%	9.9%	9.5%	5.4%	7.1%	5.8%	13.6%
処遇改善支援補助金	45.3%	8.1%	7.9%	6.7%	13.5%	5.4%	13.2%

〈介護職員等ベースアップ等支援加算・介護職員処遇改善支援補助金〉

○ 「ベースアップ等」としての賃金改善の方法

介護職員等ベースアップ等支援加算及び介護職員処遇改善支援補助金による「ベースアップ等」の実施方法をみると、「決まって毎月支払われる各種手当の新設」が、加算取得事業所では65.9%、補助金取得事業所では「65.3%」となっている。

(統計表第43表、第64表)

(複数回答)

	給与表を改定して賃金水準を引き上げ	定期昇給を実施	決まって毎月支払われる各種手当を新設	既存の決まって毎月支払われる各種手当を引き上げ	賃金改善を見越した対応として、2月又は3月分を賞与等により対応
ベースアップ等支援加算	15.8%	14.4%	65.9%	17.5%	
処遇改善支援補助金	15.4%	13.9%	65.3%	18.9%	17.7%

○ 「ベースアップ等」以外の賃金改善の方法

介護職員等ベースアップ等支援加算及び介護職員処遇改善支援補助金による「ベースアップ等」以外の賃金改善の実施方法をみると、「賞与等の支給金額の引き上げまたは新設」が加算取得事業所では54.3%、補助金取得事業所では「65.7%」となっている。

(統計表第49表、第70表)

(複数回答)

	決まって毎月支払われる手当以外の各種手当を新設	決まって毎月支払われる既存の手当以外の各種手当を引き上げ	賞与等の支給金額の引き上げまたは新設
ベースアップ等支援加算	30.6%	16.9%	54.3%
処遇改善支援補助金	29.2%	16.1%	65.7%

注)介護職員等ベースアップ等支援加算又は介護職員処遇改善支援補助金による賃金改善の実施方法について、「ベースアップ等とそれ以外の賃金改善の併用にて対応」と回答した施設・事業所の状況である。

〈介護職員等処遇改善支援補助金〉

○ 補助金の取得（届出）をしない理由

介護職員等処遇改善支援補助金を取得（届出）していない事業所における補助金を取得しない理由をみると、「①賃金改善の仕組みを設けるための事務作業が煩雑であるため」が34.3%、「②計画書や実績報告書の作成が煩雑であるため」が34.2%となっている。

(統計表第52表)

(複数回答)

	① 賃金改善の仕組みを設けるための事務作業が煩雑であるため	② 計画書や実績報告書の作成が煩雑であるため	③ 賃金改善の仕組みをどのようにして定めたらよいかわからないため	④ 職種間の賃金のバランスがとれなくなることが懸念されるため	⑤ 令和4年10月以降の介護報酬改定(臨時)の取扱いが不明なため	⑥ 令和4年2月からの賃金改善に間に合わないため
全 体	34.3%	34.2%	22.0%	17.6%	17.2%	17.2%
介護老人福祉施設	44.3%	27.6%	34.4%	32.2%	17.1%	16.6%
介護老人保健施設	23.9%	19.2%	9.2%	37.2%	22.7%	17.4%
介護療養型医療施設	36.7%	7.6%	16.2%	24.8%	5.4%	16.3%
介護医療院	28.1%	18.9%	15.2%	40.0%	15.1%	11.2%
訪問介護	39.7%	36.9%	25.7%	14.9%	11.0%	14.2%
通所介護	32.2%	39.2%	18.7%	17.7%	22.1%	19.4%
通所リハビリテーション	27.5%	27.3%	16.2%	32.6%	21.3%	18.3%
特定施設入居者生活介護	22.0%	16.2%	13.0%	13.6%	27.7%	26.8%
小規模多機能型居宅介護	39.5%	24.2%	14.8%	12.9%	16.5%	12.4%
認知症対応型共同生活介護	28.7%	20.5%	36.7%	7.0%	12.8%	18.7%

注1)介護職員処遇改善支援補助金の届出を行わない理由は上位6位を掲載している。

注2)通所介護事業所には地域密着型通所介護を含む。

〈介護職員等ベースアップ等支援加算〉

○ 加算の取得（届出）をしない理由

介護職員等ベースアップ等支援加算を取得（届出）していない事業所における加算を取得しない理由をみると、「賃金改善の仕組みを設けるための事務作業が煩雑であるため」が40.0%、「計画書や実績報告書の作成が煩雑であるため」が35.7%となっている。

(統計表第73表)

(複数回答)

	① 賃金改善の仕組みを設けるための事務作業が煩雑であるため	② 計画書や実績報告書の作成が煩雑であるため	③ 賃金改善の仕組みをどのようにして定めたらよいかわからぬいため	④ 職種間の賃金のバランスがとれなくなることが懸念されるため	⑤ 令和5年度以降の取扱いが不明なため	⑥ 利用者負担が発生するため
全 体	40.0%	35.7%	24.8%	22.4%	20.8%	20.3%
介護老人福祉施設	40.9%	37.1%	22.2%	34.3%	26.6%	13.8%
介護老人保健施設	20.8%	12.8%	13.6%	43.1%	9.1%	6.5%
介護療養型医療施設	20.5%	7.6%	32.4%	24.8%	4.3%	5.4%
介護医療院	27.3%	27.9%	14.1%	43.0%	15.6%	14.0%
訪問介護	43.1%	41.0%	29.1%	14.7%	22.0%	21.0%
通所介護	41.8%	39.8%	21.7%	25.0%	21.4%	24.3%
通所リハビリテーション	29.3%	25.2%	19.3%	44.4%	16.8%	18.3%
特定施設入居者生活介護	30.3%	8.0%	22.0%	26.4%	15.2%	8.0%
小規模多機能型居宅介護	28.7%	34.1%	15.7%	14.5%	23.3%	5.8%
認知症対応型共同生活介護	43.9%	17.3%	34.5%	16.1%	20.9%	17.5%

注1)介護職員等ベースアップ等支援加算の届出を行わない理由は上位6位を掲載している。

注2)通所介護事業所には地域密着型通所介護を含む。

〈介護職員処遇改善加算〉

○ 介護職員処遇改善加算の取得（届出）状況

介護職員処遇改善加算の取得状況をみると、加算を「取得（届出）している」事業所が94.5%、加算を「取得（届出）していない」事業所が5.5%となっている。
 （統計表第28表）

	取得（届出） している				取得（届出） していない
		加算（I）	加算（II）	加算（III）	
全 体	94.5%	80.5%	7.7%	6.3%	5.5%
介護老人福祉施設	99.3%	92.4%	4.2%	2.7%	0.7%
介護老人保健施設	97.4%	82.9%	9.1%	5.4%	2.6%
介護療養型医療施設	63.1%	38.9%	10.8%	13.5%	36.9%
介護医療院	85.0%	57.7%	8.8%	18.5%	15.0%
訪問介護	92.7%	75.2%	9.9%	7.5%	7.3%
通所介護	95.5%	79.8%	8.1%	7.6%	4.5%
通所リハビリテーション	77.0%	63.8%	7.2%	6.0%	23.0%
特定施設入居者生活介護	98.7%	92.8%	3.2%	2.7%	1.3%
小規模多機能型居宅介護	99.1%	90.7%	5.4%	3.1%	0.9%
認知症対応型共同生活介護	99.3%	88.3%	6.3%	4.7%	0.7%

注)令和4年12月31日時点の取得（届出）状況である。

注2)通所介護事業所には地域密着型通所介護を含む。

○介護職員処遇改善加算の種類

加算（I）: 介護職員処遇改善加算（I） 37,000円相当（キャリアパス要件Ⅰ、要件Ⅱ、要件Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たす場合）

加算（II）: 介護職員処遇改善加算（II） 27,000円相当（キャリアパス要件Ⅰ、要件Ⅱ、職場環境等要件の全てを満たす場合）

加算（III）: 介護職員処遇改善加算（III） 15,000円相当（キャリアパス要件Ⅰ又は要件Ⅱのどちらかを満たすことに加え、職場環境等要件を満たす場合）

（参考）令和3年度介護従事者処遇状況等調査における介護職員処遇改善加算の取得（届出）状況

	取得（届出） している						取得（届出） していない
		加算（I）	加算（II）	加算（III）	加算（IV）	加算（V）	
全 体	94.1%	79.8%	8.9%	5.1%	0.1%	0.3%	5.9%

〈介護職員等特定処遇改善加算〉

○ 介護職員等特定処遇改善加算の取得（届出）状況

介護職員等特定処遇改善加算の取得状況をみると、加算を「取得（届出）している」事業所が75.0%、加算を「取得（届出）していない」事業所が25.0%となっている。（統計表第31表）

	取得（届出） している			取得（届出） していない
		加算（I）	加算（II）	
全 体	75.0%	41.7%	33.3%	25.0%
介護老人福祉施設	93.4%	79.6%	13.8%	6.6%
介護老人保健施設	87.6%	68.8%	18.9%	12.4%
介護療養型医療施設	49.0%	27.8%	21.2%	51.0%
介護医療院	61.4%	37.6%	23.8%	38.6%
訪問介護	69.4%	37.1%	32.3%	30.6%
通所介護	67.4%	33.7%	33.8%	32.6%
通所リハビリテーション	77.2%	60.6%	16.6%	22.8%
特定施設入居者生活介護	88.8%	42.5%	46.3%	11.2%
小規模多機能型居宅介護	83.3%	43.0%	40.3%	16.7%
認知症対応型共同生活介護	84.3%	33.8%	50.5%	15.7%

注1) 介護職員処遇改善加算（I）～（III）の届出をしていると回答した施設・事業所における令和4年12月31日時点の取得（届出）状況である。

注2) 通所介護事業所には地域密着型通所介護を含む。

○ 介護職員等特定処遇改善加算の種類

加算（I）：介護職員等特定処遇改善加算の算定要件を満たし、サービス提供体制強化加算等の最も上位の区分を算定している場合。

加算（II）：介護職員等特定処遇改善加算の算定要件を満たしているが、サービス提供体制強化加算等の最も上位の区分を算定していない場合。

（参考）令和3年度介護従事者処遇状況等調査における介護職員等特定処遇改善加算の取得（届出）状況

	取得（届出） している			取得（届出） していない
		加算（I）	加算（II）	
全 体	72.8%	39.6%	33.2%	27.2%

II 介護従事者等の平均給与額等の状況について

○ 介護従事者等の給与等の引き上げの実施方法

介護従事者等の給与等の引き上げの実施方法をみると、「各種手当の引き上げまたは新設（予定）」が72.0%、「定期昇給を実施（予定）」が51.5%となっている。

(統計表第10表)

(複数回答)

	① 給与表を改定して 賃金水準を 引き上げ(予定)	② 定期昇給を 実施(予定)	③ 各種手当の 引き上げまたは 新設(予定)	④ 賞与等の支給金額 の引き上げまたは 新設(予定)
全 体	22.2%	51.5%	72.0%	14.7%
介護老人福祉施設	14.4%	71.4%	82.3%	12.3%
介護老人保健施設	12.3%	70.8%	73.9%	11.0%
介護療養型医療施設	12.6%	68.0%	40.4%	12.5%
介護医療院	11.5%	71.2%	62.7%	12.6%
訪問介護	26.1%	38.1%	74.4%	16.8%
通所介護	23.8%	51.5%	66.5%	16.8%
通所リハビリテーション	10.6%	67.8%	63.7%	11.9%
特定施設入居者生活介護	25.6%	57.5%	83.8%	9.1%
小規模多機能型居宅介護	23.9%	53.1%	71.0%	13.1%
認知症対応型共同生活介護	21.7%	49.0%	75.9%	11.9%

注1)調査対象となった施設・事業所に在籍している介護従事者全体(介護職員に限定していない)の状況である。

注2)通所介護事業所には地域密着型通所介護を含む。

○ 介護職員の平均基本給等の状況（月給・常勤の者）

介護職員処遇改善支援補助金を取得（届出）している事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、基本給、手当、一時金（賞与等）ごとに、令和3年12月と令和4年9月の状況を比較すると、基本給及び決まって毎月支給される手当を合わせた「ベースアップ等」に該当する賃金改善として、9,210円の増となっている。

（統計表第83表、第108表）

	令和3年12月	令和4年9月	差 (令和4年-令和3年)
平均給与額	300,990	317,540	16,550
うち基本給 ①	183,960	186,190	2,230
うち手当	72,070	80,670	8,600
うち決まって毎月支給される手当 ②	46,630	53,610	6,980
うち一時金(賞与等)	44,950	50,680	5,730
うち「ベースアップ等」(①+②) (再掲)	230,590	239,800	9,210

注1)令和3年12月31日と令和4年12月31日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注2)手当は職務手当、処遇改善手当、通勤手当、家族手当などが含まれるほか、時間外手当(早朝・深夜・休日手当等)も含まれる。

注3)決まって毎月支給される手当は、労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情と関係なく支給されるもので、職務手当や資格手当等を含み、通勤手当や、扶養手当等は含まない。

注4)一時金は賞与その他臨時支給分として1~12月に支給された金額の1/12。

注5)平均給与額等は10円未満を四捨五入している。このため合計が合わないことがある。

○ 介護職員の平均基本給等の状況（月給・常勤の者）

介護職員等ベースアップ等支援加算を取得（届出）している事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、基本給、手当、一時金（賞与等）ごとに、令和3年12月と令和4年12月の状況を比較すると、基本給及び決まって毎月支給される手当を合わせた「ベースアップ等」に該当する賃金改善として、10,060円の増となっている。
(統計表第117表、第142表)

	令和3年12月	令和4年12月	差 (令和4年－令和3年)
平均給与額	300,740	318,230	17,490
うち基本給 ①	184,140	186,840	2,700
うち手当	71,820	80,860	9,040
うち決まって毎月支給される手当 ②	46,600	53,950	7,350
うち一時金(賞与等)	44,790	50,530	5,740
うち「ベースアップ等」(①+②) (再掲)	230,730	240,790	10,060

注1)令和3年12月31日と令和4年12月31日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注2)手当は職務手当、処遇改善手当、通勤手当、家族手当などが含まれるほか、時間外手当(早朝・深夜・休日手当等)も含まれる。

注3)決まって毎月支給される手当は、労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情と関係なく支給されるもので、職務手当や資格手当等を含み、通勤手当や、扶養手当等は含まない。

注4)一時金は賞与その他臨時支給分として1～12月に支給された金額の1／12。

注5)平均給与額等は10円未満を四捨五入している。このため合計が合わないことがある。

○ 介護従事者等の平均基本給等の状況（月給・常勤の者、職種別）

介護職員等ベースアップ等支援加算を取得（届出）している事業所における介護従事者（月給・常勤の者）の平均基本給等について、令和3年12月と令和4年12月の状況を比較すると、職種にかかわらず増となっている。

(統計表第142表)

	令和3年12月	令和4年12月	差 (令和4年－令和3年)
介護職員	230,730	240,790	10,060
看護職員	274,000	281,160	7,160
生活相談員・支援相談員	259,420	268,460	9,040
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は機能訓練指導員	275,800	281,210	5,410
介護支援専門員	272,670	280,700	8,030
事務職員	232,060	237,730	5,670
調理員	196,710	202,360	5,650
管理栄養士・栄養士	236,280	243,260	6,980

注1)令和3年12月31日と令和4年12月31日ともに在籍している者の平均基本給等(基本給及び毎月支給される手当)の額を比較している。

注2)平均基本給等は10円未満を四捨五入している。

○ 介護従事者等の平均給与額の状況（月給・常勤の者、職種別）

介護職員処遇改善支援補助金を取得（届出）している事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、令和3年12月と令和4年9月の状況を比較すると、16,550円の増となっている。

（統計表第83表）

	令和3年12月	令和4年9月	差 (令和4年-令和3年)
介護職員	300,990	317,540	16,550
看護職員	355,400	373,750	18,350
生活相談員・支援相談員	327,650	342,330	14,680
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は機能訓練指導員	342,960	354,770	11,810
介護支援専門員	348,030	361,770	13,740
事務職員	295,800	307,960	12,160
調理員	249,090	260,090	11,000
管理栄養士・栄養士	301,930	316,320	14,390

注1)令和3年12月31日と令和4年12月31日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注2)平均給与額は基本給(月額)＋手当＋一時金(1～12月支給金額の1／12)

注3)平均給与額は10円未満を四捨五入している。

○ 介護従事者等の平均給与額の状況（月給・常勤の者、職種別）

介護職員等ベースアップ等支援加算を取得（届出）している事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、令和3年12月と令和4年12月の状況を比較すると、17,490円の増となっている。

(統計表第117表)

	令和3年12月	令和4年12月	差 (令和4年-令和3年)
介護職員	300,740	318,230	17,490
看護職員	354,790	372,970	18,180
生活相談員・支援相談員	326,640	342,810	16,170
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は機能訓練指導員	342,740	355,060	12,320
介護支援専門員	347,950	362,700	14,750
事務職員	295,720	308,430	12,710
調理員	249,740	262,540	12,800
管理栄養士・栄養士	301,460	316,820	15,360

注1)令和3年12月31日と令和4年12月31日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注2)平均給与額は基本給(月額)＋手当＋一時金(1～12月支給金額の1／12)

注3)平均給与額は10円未満を四捨五入している。

○ 介護職員の平均給与額の状況（月給・常勤の者、勤続年数別）

介護職員等ベースアップ等支援加算を取得（届出）している事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、令和3年12月と令和4年12月の状況を勤続年数別に比較すると、勤続年数にかかわらず増となっている。

（統計表第133表）

	令和3年12月	令和4年12月	差 (令和4年 - 令和3年)
全 体 【平均勤続年数：8.7年】	300,740	318,230	17,490
1年(勤続1年～1年11か月)	246,850	281,990	35,140
2年(勤続2年～2年11か月)	272,090	288,190	16,100
3年(勤続3年～3年11か月)	280,270	297,630	17,360
4年(勤続4年～4年11か月)	284,980	303,510	18,530
5年～9年	295,630	311,850	16,220
10年以上	330,160	346,510	16,350

注1)令和3年12月31日と令和4年12月31日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注2)平均給与額は、基本給(月額) + 手当 + 一時金(1～12月支給金額の1／12)

注3)勤続年数は令和4年12月までに勤続した年数であり、同一法人の経営する施設・事業所における勤続年数は通算して計上している。

注4)金額は、10円未満を四捨五入している。

注5)勤続1年の者の差額が大きくなっているのは、例えば、令和3年4月から勤務を開始した介護職員の場合、令和3年6月期の賞与の算定に係る勤続月数が他の職員に比較して短いため、賞与の支給額が相対的に低くなることによって、令和3年12月の平均給与額が低くなることが一つの要因として考えられる。

○ 介護職員の平均給与額の状況（月給・常勤の者、保有資格別）

介護職員等ベースアップ等支援加算を取得（届出）している事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、保有資格別にみると、保有資格の有無にかかわらず増となっている。

（統計表第136表）

	平均勤続年数	令和3年12月	令和4年12月	差 (令和4年-令和3年)
全 体	8.7	300,740	318,230	17,490
保有資格あり	8.9	304,230	321,120	16,890
(複数回答)	介護福祉士	9.5	314,930	331,690
	社会福祉士	8.5	334,820	352,560
	介護支援専門員	12.7	360,580	376,240
	実務者研修	6.5	289,410	302,500
	介護職員初任者研修	8.0	286,530	302,910
保有資格なし	5.3	250,600	270,530	19,930

注1)「実務者研修」とは、実務者研修、介護職員基礎研修及びヘルパー1級をいう。

注2)「介護職員初任者研修」とは、介護職員初任者研修及びヘルパー2級をいう。

注3)令和3年12月31日と令和4年12月31日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注4)平均給与額は、基本給(月額)+手当+一時金(1~12月支給金額の1/12)

注5)平均給与額は10円未満を四捨五入している。

注6)「平均勤続年数」は、令和4年12月までに勤続した年数であり、同一法人の経営する施設・事業所における勤続年数は通算して計上している。

○ 介護従事者等の平均基本給額の状況（時給・非常勤の者、職種別）

介護職員等ベースアップ等支援加算を取得（届出）している事業所における介護職員（時給・非常勤の者）の平均基本給額について、令和3年12月と令和4年12月の状況を比較すると、20円の増となっている。

(統計表第144表)

	令和3年12月	令和4年12月	差 (令和4年-令和3年)
介護職員	1,120	1,140	20
看護職員	1,440	1,450	10
生活相談員・支援相談員	1,090	1,110	20
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は機能訓練指導員	1,650	1,660	10
介護支援専門員	1,330	1,340	10
事務職員	1,010	1,030	20
調理員	960	980	20
管理栄養士・栄養士	1,130	1,150	20

注1)令和3年12月31日と令和4年12月31日ともに在籍している者の平均基本給額を比較している。

注2)平均基本給額は10円未満を四捨五入している。

【介護職員等ベースアップ等支援加算・介護職員等特定処遇改善加算取得事業所】

○ 介護福祉士の平均給与額の状況（月給・常勤の者、勤続年数別）

介護職員等ベースアップ等支援加算及び介護職員等特定処遇改善加算を取得（届出）している事業所における介護福祉士（月給・常勤の者）の平均給与額について、令和3年12月と令和4年12月の状況を勤続年数別に比較すると、勤続年数にかかわらず増となっている。

（統計表参考13表）

	令和3年12月	令和4年12月	差 (令和4年-令和3年)
全 体	318,890	336,000	17,110
1年～4年	291,910	312,960	21,050
5年～9年	307,930	324,350	16,420
10年以上	342,150	358,870	16,720

注1)令和3年12月31日と令和4年12月31日ともに在籍している介護福祉士資格を有する介護職員の平均給与額を比較している。

注2)平均給与額は、基本給(月額)+手当+一時金(1～12月支給金額の1／12)

注3)平均給与額は10円未満を四捨五入している。

注4)「平均勤続年数」は、令和4年12月までに勤続した年数であり、同一法人の経営する施設・事業所における勤続年数は通算して計上している。

注5)勤続1年～4年の者の差額が大きくなっているのは、例えば、令和3年4月から勤務を開始した介護職員の場合、令和3年6月期の賞与の算定に係る勤続月数が他の職員に比較して短いため、賞与の支給額が相対的に低くなることによって、令和3年12月の平均給与額が低くなることが一つの要因として考えられる。

III 新型コロナウイルス感染症に伴う影響について

【介護職員等ベースアップ等支援加算取得事業所】

○ 介護職員の平均給与額の状況（月給・常勤の者、陽性者等の発生状況別）

新型コロナウイルス感染症の陽性者等の発生状況別に、介護職員等ベースアップ等支援加算を取得（届出）している事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、令和3年12月と令和4年12月の状況を比較すると、影響にかかわらず増となっている。
 （統計表第171表）

		令和3年12月	令和4年12月	差 (令和4年-令和3年)
全体		300,740	318,230	17,490
下記のうち1つ以上が該当		301,220	318,680	17,460
下記のうちいずれにも該当しない		274,680	295,810	21,130
（複数回答）	利用者に陽性者が発生した	該当あり 303,860	321,640	17,780
		該当なし 287,310	303,620	16,310
	利用者に濃厚接触者が発生した	該当あり 305,440	323,320	17,880
		該当なし 290,080	306,720	16,640
	利用者に感染・濃厚接触の疑いがある者が発生した	該当あり 306,400	324,080	17,680
		該当なし 290,260	307,480	17,220
	職員に陽性者が発生した	該当あり 302,460	319,750	17,290
		該当なし 279,430	299,420	19,990
	職員に濃厚接触者が発生した	該当あり 303,950	321,500	17,550
		該当なし 280,830	298,050	17,220
	職員に感染・濃厚接触の疑いがある者が発生した	該当あり 306,320	323,550	17,230
		該当なし 286,120	304,320	18,200

注1)令和3年12月31日と令和4年12月31日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注2)新型コロナウイルス感染症の影響については、令和4年度の状況を回答したもの。

注3)平均給与額は、基本給(月額) + 手当 + 一時金(1~12月支給金額の1/12)

注4)金額は、10円未満を四捨五入している。

○ 介護職員の平均給与額の状況（月給・常勤の者、コロナの運営への影響別）

新型コロナウイルス感染症の運営への影響別に、介護職員等ベースアップ等支援加算を取得（届出）している事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、令和3年12月と令和4年12月の状況を比較すると、影響にかかわらず増となっている。
 （統計表第173表）

		令和3年12月	令和4年12月	差 (令和4年-令和3年)
全体		300,740	318,230	17,490
下記のうち1つ以上が該当		304,260	321,810	17,550
下記のうちいずれにも該当しない		292,750	309,730	16,980
（複数回答）	行政からの要請によるサービスの一時休止	該当あり 303,530	322,080	18,550
		該当なし 300,550	317,970	17,420
	施設・事業所の判断によるサービスの一時休止	該当あり 300,310	318,010	17,700
		該当なし 300,920	318,330	17,410
	施設・事業所の判断による運営の縮小	該当あり 308,160	326,670	18,510
		該当なし 298,810	316,060	17,250
	利用者・家族の希望によるサービスの休止・縮小	該当あり 304,140	321,620	17,480
		該当なし 299,810	317,300	17,490
新型コロナウイルス感染症の影響でサービス利用者が減少		該当あり 307,310	323,860	16,550
		該当なし 294,010	312,440	18,430
近隣事業所等からの利用者の受け入れ		該当あり 310,990	328,120	17,130
		該当なし 298,900	316,450	17,550

注1)令和3年12月31日と令和4年12月31日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注2)新型コロナウイルス感染症の影響については、令和4年度の状況を回答したもの。

注3)平均給与額は、基本給(月額)+手当+一時金(1~12月支給金額の1/12)

注4)金額は、10円未満を四捨五入している。